

- ベダキリンが抗多剤耐性結核薬として平成30年1月に薬事承認されたことを受け、結核医療の基準（平成21年1月23日厚生労働大臣告示第16号）を以下のように改正する。
  - ・ 抗結核薬としてベダキリンを追加（第2 2（1）ア関係）
  - ・ ベダキリンは抗多剤耐性結核薬であることから、デラマニドと同様、イソニアジド及びリファンピシンに耐性を有する場合に限って使用する。（第2 2（1）イ（工）関係）
  - ・ その他所要の改正を行う。

(参照条文)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第三十七条の二

都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

2 以下（略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

第二十条の二 法第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、結核性疾患に対して行う次の各号に掲げる医療(第一号から第四号までに掲げる医療にあっては、厚生労働大臣の定める基準によって行う医療に限る。)とする。

一 化学療法

二 外科的療法

三 骨関節結核の装具療法

四 前三号に掲げる医療に必要なエックス線検査及び結核菌検査

五 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な処置その他の治療

六 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容(食事の給与及び寝具設備を除く。)